

## 告 示

### 埼玉県告示第千九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和四年十月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
坂戸ビル

埼玉県坂戸市薬師町二十八―一

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社坂戸ビル 代表取締役 鈴木義己

埼玉県坂戸市薬師町二十八―一

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和四年八月二十一日